平成２２年（フ）第３０号
佐賀県佐賀市久保泉町大字川久保5691番地
債務者　江口　里美
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３１号
佐賀県佐賀市本庄町大字袋180番地
債務者　末永　幸子（旧姓江副）
1　決定年月日時　平成22年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３６号
佐賀県三養基郡上峰町大字坊所3164番地
債務者　松田　洋介
1　決定年月日時　平成22年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３９号
佐賀県鳥栖市原町1037番地９
債務者　福田　光明
1　決定年月日時　平成22年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４０号
佐賀県佐賀市東与賀町大字下古賀487番地２
債務者　高園真理子
1　決定年月日時　平成22年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１３号
岩手県北上市黒岩20地割35番地21
債務者　猪又志美子
1　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第６９号
長野市大字栗田937番地　第２青木荘102号
債務者　青木　光次
1　決定年月日時　平成22年３月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６３号
兵庫県伊丹市野間北４丁目３番17号
債務者　田蔵　千鶴
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第４６２号
徳島市万代町５丁目22番地の９―104号
債務者　上野　三郎
1　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５３０号
徳島県阿波市市場町香美字西原255番地１
レインボーハイツ205号
債務者　清重　五郎
1　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５号
徳島県吉野川市鴨島町内原379番地６
債務者　藤井　敦子
1　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６号
徳島市川内町加賀須野501番地の１
債務者　江口　　猛
1　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１８号
徳島県板野郡板野町川端字若王寺45番地
債務者　河野　和宏
1　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２１号
徳島県小松島市坂野町字シャウ内36番地の12
債務者　出口　利一
1　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２４号
徳島市津田町２丁目８番44号
債務者　東出　征人
1　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２５号
徳島市津田町２丁目８番44号
債務者　東出チズ子
1　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３６号
徳島市川内町小松東75番地の７
債務者　藤木　　剛
1　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３９号
徳島県鳴門市鳴門町三ツ石字南大手56番地76―201号
債務者　大浦　孝文
1　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
徳島地方裁判所民事部